

規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日時：平成20年10月17日（金） 15：30～16：30
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議題：国土交通省ヒアリング
「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査

【国土交通省】

都市・地域整備局総務課	課長 大藤 朗
〃	企画調整官 森 倫明
〃	企画官 内田 欽也
住宅局住宅総合整備課	課長補佐 齋藤 良太
〃	企画専門官 淡野 博久
住宅局市街地住宅整備室	課長補佐 星野 光一
住宅局総務課	課長補佐 矢向 秀行
港湾局	専門官 菊池 一夫
〃	課長補佐 富田 準一
〃	係長 塚越 竜一郎
大臣官房会計課	企画専門官 高橋 謙司
〃	係長 中田 修一

事務局 では、時間になりましたので、地域活性化タスクフォース、早速、始めさせていただきます。本日の趣旨は事前に御連絡させていただいておりますとおり、4月に補助金等適正化中央連絡会議の方から補助金施設の転用に関する弾力化のガイドラインが発出されたことを受けて、各省の対応状況を、今、確認させていただいております。

今回、国土交通省さん。特に補助金施設を持っておられると思われる部局、3局にお声をかけさせていただきまして、これより状況確認の方をさせていただきたいと思っております。時間は1時間しかございませんので、ポイントになる部分のみ簡単に御説明いただいて、その後に先生の方から確認をするというステップで進めさせていただければと思います。

では、次第の順番で説明の方をさせていただきたいと思っておりますが、国土交通省の都市・地域整備局の方から説明いただけますでしょうか。時間の方は10分、15分程度でお願いします。

大藤課長 いや、そんなにかからないと思います。

事務局 そうですか。はい。では、お任せいたします。よろしくお願いいたします。

大藤課長 都市・地域整備局総務課長の大藤でございます。

米田主査 よろしくおします。

大藤課長 よろしく申し上げます。私の方からは都市・地域整備局の部分について御説明をさせていただきます。

それで、一応、お手元に「財産処分承認基準の作成に当たっての基本的考え方」という都市・地域整備局の分を出させていただいておりますが、基本的には補助金等適正化中央連絡会議の決定事項を踏まえて、財産処分手続の簡素化、弾力化を図る方向で案を作成しております。実はまだ発出しておりませんので、今後、こういう方向で発出したいと思っています。

一つは包括承認制の導入を図りたいと考えてございまして、補助事業等の完了後 10 年を経過した補助対象財産の処分、有償譲渡とか有償貸付等を除くものであって、社会経済情勢の変化への対応や既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うものについては、国への報告をもって承認があったものと見なすということでやっていきたいと思っております。

それから、補助事業等の完了後 10 年を経過していない補助対象財産の処分についても、合併市町村基本計画に基づくものや、災害等により使用できなくなった施設等の取壊し等については、国への報告をもって承認があったものと見なすということで、原則、こういう対応をしていきたいと思っております。

それから、用途・譲渡先については特に差別的な取扱いをするつもりはございません。国庫納付金の取扱いにつきましては、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設等を整備する場合、その他国が個別に認める場合には国庫納付を不要とするという形にしたいと思っております。

それで都市・地域整備局の場合は、都市・地域整備局が補助金を出しているのですが、公物管理自体は例えば道路であれば道路法がありまして、道路法の方で管理をしている。都市・地域整備局は補助金を出して物をつくるころまでやっていますが、事後の管理はどちらかというと道路局の所管になっているとか、河川管理施設であれば河川法の適用があるという形になっております。事後の管理のことについては、どちらかというと責任局が都市・地域整備局というよりは、個別の物を管理している、公物管理法を持っている部局になり、そちらの方の判断がどうなるかということになります。私どもとしては公物管理法を持っておりますのは下水道法と都市公園法でございまして、それから、そのほか、いわゆる公物管理法と余り関係ない施設、公物管理とは違う市街地再開発法で作った施設とか、区画整理法等の面的整備事業というものがありますが、それで行われたことで補助金が入っている施設か、そういう事業を個別に列挙して、通達を出したいと考えています。ですから、都市・地域整備局が補助金を出しているからすべてこの取扱いになるというわけにはならない。

米田主査 まず、資料を通しながらの方がよろしいですね。では、今のお話、どうもありがとうございました。まず、対象となるものはこういったものが主なものとしてあるんでしょう。

大藤課長 ですから、主なものは下水道施設ですね。下水道処理場とか、下水道の管渠とか、そういうもの。それから、都市公園。公園でございます。あとは市街地再開発事業などでつくった、補助金が入っている公共的なもの。公開空地とかペDESTリアンデッキとか、公共的に利用されているところですね。基本的にはそういうものに補助金が入っているという形になります。

米田主査 そうすると、転用とか例えばいろんな形の財産処分がありますけれども、施設の用途変更のようなものは余りない、なさそうなものなのではないでしょうか。

大藤課長 ですから、下水道処理施設などをつくったときに、古くなって、もう一箇所、新しいものをつくって元の施設が要らなくなるとかですね。

米田主査 それはありますね。

大藤課長 その手のものしか余りないのではないかと思うのですが、あとは全面転用ではなくて、いわゆる下水道処理場なども大きな面積を持っていますから、一部に何かほかの目的のものをつくるとか、公園にするとか、別用途を被せるといのがありまして、それは一応、転用ではありませんが、いわゆる目的外使用になりますので、それはこれと同様に取り扱っていきたいとは考えているんですが。

米田主査 その意味でいけば目的外使用が結構、多そうですね。

大藤課長 どちらかというところ、そちらがほとんどではないかと思えます。

米田主査 なるほど。それで、済みません、こういった出されるものの所有者ですが、大体、地方自治体になるわけですか。

大藤課長 ほとんどが地方自治体です。

米田主査 ですから、よく、この場合は普通、地方自治体を持っているもの、そうでないものというので分けて考えることがありますが、この場合は地方自治体を持っているものというようなことなのですか。

大藤課長 ほとんどそうですが。

米田主査 ほとんどですが。

大藤課長 最近、いわゆる協議会のようなものをつくって、市町村も入っておられますけれども、協議会のようなものをつくって、そこに補助を出すという制度もあって、それは市町村も入ってはおられますが、協議会が補助を受けているという形になるので、それは民間と言えないこともない。

それから、あとはいわゆる市街地再開発組合とか、区画整理の組合とか、そういうところは補助金が入っているので、そういうところにも補助金は入っています。入っている部分は道路とか、いわゆる区画整理をやった後の道路とか、それから公開空地、再開発をしたときの公開空地とか、どちらかというところ人が必ず自由に入ってくるようなところに

補助金が入っている場合がほとんどです。

米田主査 これから文書をつくられるに当たって、このたび発出されたこの財務省の連絡会議から発出されている文書は、「地方公共団体の所有のものについてはこうである」と。それで地方公共団体以外の者が持っているものについても、「下記の趣旨を踏まえて適切に対処すること」と書いてありますが、都市・地域整備局としては、やはり、でも、ほとんどとはいえ、地方公共団体以外のものがないわけではないので、それは両方、別々に書かれる予定なのですか。

大藤課長 例えば建物・施設系のものがあれば、公共的なものと、民間のものと余り変わらないものがあると思うのですが、私どもの場合は民間に補助が入っていても、物自体はどちらかというと公共的なものが多いものですから、基本的にはその一部使用というか、目的外使用のようなものは考えられると思いますけれども、全面的に転用されるということはなかなか条件がないと難しいと考えています。そういう意味ではやはり議会とかそういう民主的な手続を持っている公共団体と、それからやはり民間にペDESTリアンデッキを勝手に処分されたりすると困りますので、同様に取り扱うのは難しいかなとは思っています。

米田主査 でも、結構、まだ公園などに関しては市町村合併で、本来は公園として持つておればいけれども、「この土地を違うものに転用しようか」というような話は起きますよね。

大藤課長 ですから、公園は大体、地方自治体が持っていますよね。

米田主査 それぞれの地方自治体が持っていますね。では、地方自治体以外のものについてはちょっと置いておいて、地方自治体のものでちょっとまたお話を確認をさせていただきたいと思いますが、この財務省発出の文書においては、「地方自治体が持っているもので10年以上経ったものについては包括承認制度の導入」ということなのですが、10年未満のものについては、一応、災害等で壊れたり、あと市町村合併は書いてありますけれども、もう一つは「地域再生等の施策に伴うもの」というのがこちらには書いてあるんですね。それで、こちらにはちょっとそれが見当たらないのですが。

森企画調整官 地域再生等関連のポイントの部分については、本日お出ししているペーパーには記載してありませんが、現在、当方で作成中の承認基準の原案では盛り込むこととしております。

米田主査 どういった形で盛り込まれるんですか。

森企画調整官 地域再生計画、いわゆる内閣総理大臣の認定を受けたものについては、この承認基準の手続の対象外にすることとしております。要するに国土交通大臣の承認を受けたものとみなす旨を記載することとしております。

米田主査 ただ、これは、「地域再生の施策に伴う」とは書いていなくて、「地域再生等の施策に伴う」と書いてありまして、一応、財務省の方にヒアリングをさせていただいたときには、勿論、地域再生計画がメインであるわけですけど、そのほか、例えば国の

施策で地域再生のいろんな施策が出てくるわけですが、経済産業省さんとか出されますが、そういったものに対してのものであれば認めようということと聞いていますが、地域再生等の施策と地域再生計画はイコールではないので、こちらの方が広いのではないかと思うのですが。

大藤課長 どこまで認めるかというのは、一律に判断をするのは非常に難しいと思うのです。特に公園などというのはもともと平らな土地で、転用しようと思うとものすごく簡単な土地なわけですよ。

ですから、そういうものがどこまで必要か、不要かということについて、何らかの担保措置というか、何でその地域再生に役立っているかということ判断するのは、やはり何らかのものが要るのではないかと考えていまして、今、申し上げたのはそういう正式に地域再生計画とか、そういう公的なものに載っているものであれば、別に特に手続はなくていいのではないかと申し上げているだけでございまして。

米田主査 必ずしもそれだけではなくて、例えばもっと、ちゃんと公益性の高いものに使われるとか、一応、市民の方々の合意を得ているとか、そういうことがあれば、10年未満のものについて、それ以外のものは勿論、国土交通大臣の方に申請して許可を得るような形を取るようになると思いますけれども、そのときはその承認を前向きに、幅広に認めていくという方向でよろしいのですか。

森企画調整官 それは10年未満ということですか。

米田主査 そうです。10年以上経ったものについては基本的に包括承認制度ですよ。ですから、そういった大臣のいろいろ申請して、それで皆で検討して許可を出すという手続は。

森企画調整官 それはやはり個別問題でありまして、今、申し上げたとおり、例えば、公園は割と転用がしやすい施設なので、簡単に転用するということになりますと、空き地にすぐ物が建つということになりますので、それはやはり都市公園法上も問題であり、やはり基本的には10年ぐらいはちゃんと公園として維持していただくのが原則ではないかと考えております、そこはやはり個別事案として、承認が必要かどうか、よく御相談をさせていただくことが大事だと思います。

米田主査 ただ、10年以上経ったものについては包括承認制ということですが、ちょっと気になりますのは、例えばここに、財務省発出の文書によると、どこでしたか、この下記の「キ」の後ろの方の3行目、1の後ろから3行目からですが、「当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする」と書いてあるんですよ。

特に公園などの場合は、今、大藤課長がおっしゃったようなことは大いに考えられるわけですが、でも、10年以上、例えばもう一つ、同じ面積の公園があるところを何か工業団地化していこうという話になったときに、これまでよくあった話としては、「この公園は潰していいけど、それと同じ面積をよそにつくりなさいね」という話がよく行われたよ

うな記憶がありますけれども、それについては10年以上経ったもので地域の方々が納得して、行政的にも、議会的にも審議されたものであれば、そういった公園の転用は認められるということによろしいのですか。

森企画調整官 それは10年経った場合でしょうか？

米田主査 経った場合。

大藤課長 経った場合は、今回、そういう措置をとらせていただきます。

米田主査 だから、ほかの補てんをつくらなければいけないということはないわけですよ。その公園が10年経って、皆でほかにいろいろ転用しようとしたときに、「ほかにその同じだけの面積の公園をつくりなさい」と言われるような、そういうものはないわけですよ。そういう制約はかからないわけですね。

森企画調整官 公園の場合は都市公園法で「みだりに廃止してはいけない」という規定もございまして、ですから、特に10年未満のものについて、それを廃止して別の用途に持っていくとなると、法律上の問題にも直面することとなります。

米田主査 10年未満のものについては、今、ちょっと私も確かにそういうのは、おっしゃることもよく理解できるなと思ったのですが、10年経ったものについては。

森企画調整官 例えば10年経ったもので、総合公園の中に多目的広場のようなものがございまして。そういうものを例えば全国の高校総体が開かれるということで、県営のプールに一時使用したい、転用したいといった要望がございまして、そういうものについてはこれまでの適正化法22条に基づきまして、転用を認めた事例はございます。ただ、あくまでもそこは個別にそれぞれの公共団体の御希望、転用内容等を聞いた上で判断することになるかと思えます。

米田主査 ただ、今後は、10年以上経ったものについては包括承認制度なので、報告だけで転用はできるんですよ。

大藤課長 それはそうですね。

米田主査 公園も含めて。

大藤課長 もともと、都市公園法上、いわゆる「廃止してはならない」ということと、それからその条件の中に「廃止される都市公園に替わるべき都市公園が設置される場合には、廃止していい」となっているので、これまでの取扱いとしては、「それはほかにつくってもらえるなら、やってもいいよ」という話をしていたということですよ。これまでには。

米田主査 これから、それはどうなるんですか。

森企画調整官 それはもともと法律の規制がかかっていますから、法令等の趣旨に照らし判断することとなります。

米田主査 なるほど。都市公園法という法律が別にあるので、それは守っていただきながら、そこに立っているいろんな補助財産を転用していいということですか。済みません。ちょっと、今、私、適切な質問ではなかったかもしれない。

大藤課長 ですから、法律自体は変わったわけではないので、それは別に通達とかでは直せませんよね。

米田主査 わかりました。公園の中に立っているいろんな補助対象財産の財産処分については、でも、都市公園法は別に規定があるわけですよ。

大藤課長 ですから、法律の規制がかかっている分については、いわゆる補助金適正化法の話とは別に廃止できるものとできないものがあるというような状況は、法律を改正しない限りは残りますよね。

米田主査 了解しました。そうですね。

大藤課長 ですから、補助金適正化法に関わるものについては、決まっているとおりにやらせていただきますということを申し上げているので、それ以外の分についてはまだ法律の規制がかかっていますから、それはその条件があればそういうふうにするということになると思います。

米田主査 なるほど。では、済みません、ちょっと都市公園法なる法律がよくわかっていないので、例えば都市公園の中にある補助対象財産であって、結構、転用が自由になるものはあるんですか。

森企画調整官 都市再開発事業などをやる場合にはいろんな人たちの権利が複雑に絡んでいますけれども、例えば事業の実施に伴い、商店街の方々の飯店舗を設置する必要がありますが、その際、公園用地の一部を一時的に使用した事例はございます。

米田主査 今日のは補助金適正化法のこの発出された文書に沿って、遵守する形でされますということを確認するのが目的でお伺いしているわけですので、先ほど、ちょっと私はそれを踏み外したところまで聞いてしまったので、それは申し訳なかったと思いますけれども、こういうふうにいる補助金が入ったものについて、これからどんどん弾力的に運用していくということであれば、なるべく幅広く、今ある資源をいろんな形で使えるような形に、前向きに取り組んでいこうという姿勢であるということはよろしいですよ。

森企画調整官 はい。我々としても、これまでの地方分権改革推進委員会や規制改革会議等での御議論や今年開催された補助金等適正化中央連絡会議での決定の趣旨を踏まえて、規制緩和ができるものはやっといこうという基本的な姿勢で、今、承認基準の作成に取り組んでおりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

米田主査 わかりました。あと、ちょっともう一つ、聞きたいのですが、市町村に直接、その物を補助されるときに、市町村も一緒になって補助を出されるという場合はございますか。

大藤課長 大体の補助は県経由です。都市・地域整備局の補助金はそういうものはほとんどですね。

米田主査 経由で。市町村がまた自分の補助を上乗せするような形のものとか、都道府県とか。

大藤課長 そういうものがほとんどで。

米田主査 そのときに、ちょっと気になっておりますのが、国は補助金等適正化法で弾力運用に努めますというときに、県や市町村は補助金等適正化法の範囲外になりますよね。県が出している補助金、市町村が出している補助金も国に準拠した形で一緒に弾力運用をしていただかないと、「国の分については包括承認がとれたけれども、県の分、市町村の分があるよ」というときにですね。

大藤課長 確かに法律上はそうですね。

米田主査 恐らく、そういうふうなときに、県も市町村もということになったときには、是非、県も市町村も同じように弾力化するような方向でお願いしたいと思っております。そうなるだろうとは思っておりますけれども、そういうお話が来たときは、是非、協力的に県や市町村も弾力運用していただけるといいよねというお話で、そういう方針で進めていただけるとありがたいなと思うのですが。

森企画調整官 通知はこれから発出する予定ですが、この通知を発出する際に、「今回の取組みの趣旨について都道府県なり市町村の方にも伝えていきたいと思っております。ただし、国として市町村なり都道府県においても、「具体的にこういうことをやりなさい。」というところまで、果たして言えるのか、それはまたちょっと、いろいろ、難しいところがあるのではないかと思います。そこは今、世の中の流れはこういうふうになってきておりますので、そこをそれぞれの自治体の方でどうとらえて御判断していただけるかということではないかと思っております。

米田主査 「やりなさいよ」というよりも、できれば助言的に「こういうものができたので、市町村や県も」と。

大藤課長 それはやはり地方分権なので、こちらのできる範囲は、やはり国のコントロールができるところまででございますので、都道府県が出している補助金とかそういうものについては、もともと、別にうちが強制的にやっているものではないものですから、そういうものの取扱いについては、「私どもはこういう趣旨でやる」というのは、当然、それは地方公共団体に御説明しますけれども、それを同じようにやられるかどうかは各地方公共団体の御判断だと思いますし、全体的にやっていただくのだとすれば、総務省さんの方のお話になるのかなと思っておりますが。

米田主査 事務局から何かございますか。

事務局 済みません。事実確認だけさせてほしいのですが、都市公園法と補助金のその補助対象財産と整理が違うというお話でしたが、何か補助金が入っているけれども、10年経ってできないもの、それが具体的にどういうものなのかというのがイメージとしてよくわからなかったもので、もし、今すぐわかるようであれば、お願いできれば。

大藤課長 10年、10年ではないというのは基本的には余り関係ないのですが、「都市公園の保存」という条文が都市公園法の16条にあって、これは公物管理法の話ですが、「都市公園の区域の全部、または一部について都市公園を廃止してはならない」と書いてあって、そこに条件が書いてあるわけです。

その条件を満たせば、別に廃止してもいいのですが、廃止できませんと、それは補助金適正化法の話とは別に都市公園は都市公園のままで、そのまま維持しないといけないということになります。それはちょっと適正化法の話とは別の話ではないかと思えます。ですから、これに関わらない部分の補助金が入っている施設とか、そういうものについては10年を超えれば、当然、それはできますし、10年未満のものについても一部使用なり、さっき出ました地域活性化計画ですか、その適用があるものについてはやるということを申し上げているということなのです。

事務局 あと一つ、よろしいでしょうか。今、財産処分の新しい承認基準の考え方をまさに検討されている段階ということですが、これはいつごろ確定して関連する各地公体の方に発出される予定がありますでしょうか。

森企画調整官 本来でありますと、9月中を目途に、鋭意、作業を進めてきたのですが、我が局はいろんな事業が絡んでおりまして、今、局内外の意見照会をやっている段階で、その意見を取りまとめるのに相当、時間を要しておりまして、予定よりもちょっと遅れているのが実態でございます。

とはいえ、いつまでもというわけにもいきませんので、できれば、もう10月に入りまして、一日でも早く関係機関の方には発出していきたいと考えています。もう、そんなに時間はかからないと思っております。意見照会は収束に向かいつつありますので。

事務局 何か一つ、大きな障害があって、その進路をとどめているというわけでは決してなくて、広く意見照会をなさっている関係で。

森企画調整官 大体、結論はまとまりつつありますので、そんなに時間はかからないと思っております。

事務局 わかりました。ありがとうございました。

米田主査 どういうところに議論が起こっているんですか。

大藤課長 議論といいますか、うちの施設は補助金を出している範囲が広いものですから、いわゆる他局の公物管理法としては所管されているものについても、補助金としてはいわゆる街づくりという観点から出しているものもありますので、ほかの部局の所管されている公物についてどうお考えになっているかとかいうのを、いろいろ、意見を聞かなくてはいけなかったものですから、それでちょっと時間がかかったというのが一番、主な原因です。

ですから、例えば住宅局とか、そういうところだと、ほとんどは自分のお持ちの局の所管の事業ですが、うちの場合は事業は持っていますが、物自体は最終的に道路局の所管であったり、河川局の所管であったりするものですから、そういうほかの局との調整にちょっと時間がかかったということで、できるだけ早くやりたいと思います。

米田主査 よろしく願いいたします。では、次は。

事務局 続きまして、住宅局さんの方からお願いできますでしょうか。

矢向課長補佐 では、住宅局でございますが、特にペーパー等は用意していないのです

が、現在の調整状況は都市・地域整備局と同様の趣旨で、現在、進めておりますので。

米田主査 済みません。住宅局の補助対象財産はどのようなものがあるんですか。

矢向課長補佐 名称で言えば公営住宅とか、改良住宅とか、そういう住宅系のものがほとんどです。

米田主査 そうすると、今の都市・地域整備局様のお話はどちらかというところと地方公共団体の持ち物が98%と多かったものですから、地方公共団体をメインにお話しただいたのですが、住宅局の場合は地方公共団体以外が持つ補助対象も多いですね。公営住宅となると、直接、市町村がやっているところもあると思いますが、外郭団体のようなところが運営しているところもあるのではないですか。

齋藤課長補佐 いや、公営住宅は事業主体は地方公共団体になりますので。

米田主査 そうですか。では、それは地方公共団体の持ち物という中ですね。では、地方公共団体以外の持ち物に補助金を出されているケースはありますか。

星野課長補佐 例えば、先ほど、再開発というお話がありましたが、住宅局でも再開発事業をやっておりますので、再開発組合が整備した建物ですとか、あるいは優良建築物整備事業等においては民間がつくった建物に助成をしているケースもあります。

米田主査 それが補助金適正化法の対象になるわけですね。

星野課長補佐 それは当然、なると思います。

米田主査 そうすると、まず地方公共団体については10年以上経ったものは包括承認制度を入れるということで、あと10年未満のものは市町村合併と災害によるものとか、あとは地方再生計画に基づくものなどで包括承認制度を入れるということによろしいですか。ここに書いてあることですけれど。

江田課長補佐 都市・地域整備局と同じで、その方向で。

米田主査 では、地方公共団体以外のものについてはどういうふうな運用を発出、運用規則を発出される御予定かというのを伺ってよろしいですか。

矢向課長補佐 地方公共団体以外ですね。

米田主査 はい。

矢向課長補佐 地方公共団体がやる場合と、うちの場合はこの都市再生機構が行う補助事業がございまして、それ以外に民間事業者が行うので、民間事業者が行う分につきましては今のところ、包括承認というよりは個別承認でと考えております。

米田主査 その個別承認ですが、まず民間事業者の個別承認ですが、今までの承認よりも、やはり、このたびは既存の建物をより活かした形でもっと使っていこうというような形が、このたびの弾力運用の裏にあると思うので、これからは地方公共団体以外の民間事業者の持っている補助財産についてもいろんな財産処分を前向きに、幅広く認め、なるべく目的が変な目的、勿論、モラルハザードになるとかがあっては困るわけですから、それはチェックすることは当然だとしても、なるべくそういうものを前向きに認めていこうという方針であるということによろしいですか。

矢向課長補佐　そういうものは実際、あるんですか。

星野課長補佐　そういう建物ですか。余り話を受けたことはないですけども。

矢向課長補佐　余り事例がない。

星野課長補佐　はい。事例は余り。これまで相談とかを受けた例は余りないとは思っているのですが。

米田主査　住宅ですよ。

星野課長補佐　そうですね。

米田主査　主に。

星野課長補佐　主に住宅、賃貸住宅が中心になるわけですが。

米田主査　ただ、このたびの方針に沿って、ここには地方公共団体以外の者が持っている補助財産処分の承認基準も、「下記の趣旨を踏まえて適切に対処すること」と書いてありますので、なるべく前向きにいろいろと弾力的に運用していこうという方針だと読めるのですが、そういう方針でよろしいですか。

矢向課長補佐　はい。方針はそれを踏まえて通知をつくるようにしていますので。

米田主査　同じ個別承認でも「なるべく認めないぞ」という個別承認と、「なるべく認めてあげるようにしよう」と思う個別承認では全然違うので、「なるべく認めてあげるようにしよう」という個別承認に努められるということではよろしいですか。

矢向課長補佐　はい。

米田主査　では、地方公共団体以外のものについて前向きに個別承認をされる方針であるということ、今、確認させていただきました。なかなか物がないうちで御質問をするのがこのように難しいと、今、考えているのですが、あとは事務局、ありませんか。

事務局　先ほど、お伺いした都市・地域整備局と同様の質問ですが、今、財産処分の新しい承認基準を検討されているということですが、今後、最終確定の後、いつごろ発出なさっていくか予定か。

矢向課長補佐　都市・地域整備局と同様です。早急に、現在、案をほぼ素案をつくりかけておりますので、もう、別に調整にそれほど手間取っているというわけではありませんので、早急に対応したいと思います。

事務局　わかりました。発出された後、また最終版を見せていただくことは可能ですか。

矢向課長補佐　はい。

事務局　ありがとうございます。

米田主査　ちょっと、念のためにお伺いいたしますけれども、先ほど、地方公共団体以外のものについては住宅都市整備公団でしたか、済みません、新しい名前をちょっと覚えていません。

矢向課長補佐　都市再生機構。

米田主査　都市再生。いろいろ変わるので、覚えていなくて。都市再生機構。

矢向課長補佐　都市再生機構です。

米田主査 それと民間とおっしゃったのですが、都市再生機構の持っているものの財産処分については、今の地方公共団体以外のものと同じ基準になるわけですか。

矢向課長補佐 国の補助金を入れて行っている分があるので、それにつきましては、差異は設けるつもりはありません。

星野課長補佐 住宅市街地総合整備事業で、住宅局で持っている事業でいわゆる賃貸住宅の建設ですとか、建替えに補助はしていますが、結局、でき上がるものに対して補助をしています。つくっているものに対して補助をしていますので、そこは民間事業者とUR賃貸、URと余り差異を設けることもないのかなとは考えています。それは補助を出す立場としてはですね。そういうふうには考えています。

米田主査 基本的に地方公共団体以外ですから、災害によるものとか、そういった特別のものを除いては基本的に個別承認でいくわけですね。

大藤課長 そうですね。都市再生機構の賃貸住宅自体は自分のところで機構自体が財投からお金を借りて建設してしまっていて、その建物自体に再開発とかの他の理由で補助金が入っている場合もありますけれども、基本的に建てているもの自体には補助金が入っていないという構造になっているので。

矢向課長補佐 済みません。言葉足らずなのですが、要はUR自体がもとはUR賃貸住宅ではなくて、いわゆる、直接名詞で住宅市街地総合整備事業といううちの補助事業もあって、その事業主体としてURがその事業主体になっているものがあります。そういうものについては、国の補助金をURが受けて、そういう事業を実施している。そういうものについては地方公共団体が行う場合と同じ取扱いをさせていただきますということであって、今、大藤課長が申し上げたように、URの賃貸住宅そのものは財投とか、自前の収入を使って建てているものなので、そちらについては適正化法の範囲に入っていないので、今回、言っている都市再生機構が事業主体と言っている分につきましては、そういう国の補助金を受け入れてURが実施してつくる住宅などの場合ということでございます。

米田主査 という場合に限定した話ですね。わかりました。これに関して。では、次に。

事務局 では、最後になりますが、港湾局の方からお願いできますでしょうか。

菊池専門官 港湾局の菊池です。よろしくお願いします。前の2局と大分、スタンスが違うので、説明しづらいのですが。

米田主査 補助施設がどのくらいあるかを最初に言っていただかないと。

菊池専門官 港湾局では港湾事業と海岸事業という2つの大きな事業をやっています、港湾事業としましては港湾施設をつくってしまっていて、港湾施設は大まかにいうと水域にある施設としまして、航路とか泊地とか、船が通る道ですね。それを掘ったりするような事業と、外郭施設といいまして防波堤とか護岸、陸地を守るような護岸、そんなものをつくっています。あと係留施設としまして岸壁とか棧橋とか、船をつなげて置いておくような施設がございます。

それに伴いまして、今度、港から一般の道路へのアクセスとしまして臨港道路と言われ

ている、普通の港湾と一般道を結ぶような臨港交通施設も整備しております。また、港湾と陸地を結ぶような橋も、港湾機能に関係がある場合は港湾局で整備しております。あと、港湾環境整備施設としまして、海浜とか緑地の整備をしています。

これが主な港湾事業でございます、海岸事業としましては国土の保全がメインになってきますが、堤防とか突堤とか護岸とか、国土の形を守るような施設を整備しております。また、先ほど言った海浜地の砂などは取られないように沖に潜堤などを沈めて、砂を取られないようにと。今、だんだん、日本で砂浜がなくなっていくという問題がございますので、そういうものも保護をしているような事業をやっております。これが大まかに言って、すべてではありませんけれども、大体、こんな事業をやっている局でございます。

それで、港湾局の補助としましては、港湾管理者がおりまして、これが大体、都道府県、もしくは市町村、これがすべて地方公共団体の人が港湾管理者ということで、直接、港湾を管理しています。我々の補助金はその人たちに直接補助をするということでやっていまして、今回の規制緩和のお話ですけれども、さすがにコンクリート構造物で耐用年数が50年と言われてはいますが、維持・補修をしていく中でほとんど長期的に使えるような構造になっていまして、そちらに補助金が入っているので、10年で一律緩和というのはうちの事業にはなじまないのではないかとということで、具体的な取扱いの通達と申しますか、運用の見直しは特に今回、行ってないところでございます。

国土を形成するものでございますので、勝手に市町村とか県の港湾管理者のレベルで財産を処分されますと、そこだけちょっと脆くなったり何かしてまずいものですから、やはり、「ここを撤去するよ」というときには事前に国に上げていただきたいなという意味がありまして、今回、運用の見直しを行ってないところでございます。

この並びでちょっと呼ばれている住宅さんとか都市さんとちょっと、呼ばれている局の色合いとしては、どちらかというところと河川とか道路も同じようなスタンスで、今、多分、あちらの局もつくっていないということで聞いておりますので、理由は同じと聞いております。

米田主査 では、一つ、お伺いしますけれども、いかにも「私たちは特別の用途のためにこれをつくっているのですから」という話は、普通の人で聞くと「そうだな」と思うと思うのですが、私、ちょっと疑問を持っているのですが、例えばある離島に行きましたときに、堤防があって、その島の中に溝が掘ってあるんですね。海水が流れる溝が掘ってあるんですね。

それは海水が流れる溝だからといって、例えばそこでアワビの陸上養殖をする人が引き込んだ海水をかけ流しでその溝に流そうとすると、これは外から入ってきた海水が流れることはよくても、「おたくのようなかけ流しのものから海水を流すことは用途が違うので、それを溝に流すことはできません」と言われるんですね。

でも、島の中に溝はそんなにたくさん掘れないので、であればその水が、勿論、汚い水を流すことは確かに問題があると思っておりますけれども、ある程度、浄化して、ただ海水を流

すだけであれば、そのままそこに流せるのではないかと私は思うのですが、それが補助金適正化法に縛られているために、「海水しか流れてはいけない溝であるから、ほかに使ってはいけないから、もう一個、溝を掘れ」と言われて困っている業者がいるんですね。

ですから、自分たちがやっている仕事をそこしか見なければ、その用途しか見えないのですが、それはその島にとってはすごく貴重な社会基盤であって、いろいろ、多目的に使いたいということはよくあると思うんですよ。それを今度の補助金適正化法は、私は一つ門戸を広げるのではないかと考えて期待しているのですが、そういうことに対してはいかがですか。

菊池専門官 国のお金が入っているということで、やはり公共性が大事だと思うんですよ。その先ほどの先生の例の水の例が当てはまるかどうかわかりませんが、公共的に見えて、一部の人だけが得をするような施設ではないだろうかとか。

米田主査 一部の人得をする施設といっても、島の中でかけ流しをして、要するにアワビの陸上養殖ですから、水、海水を流して、そのまま、ただ流すだけですよ。それを目の前に溝があるのに、そこに流せないというのはやはりすごく硬直的な行政だし、その溝がただ普通の海水が流れるだけなのに使ってはいけないというのは、幾ら何でも硬直した補助金適正化法の弊害だと思いますよ。

富田課長補佐 今、そのお話、先生が言われているお話が補助金適正化法の問題なのか、それとも、要するにその排水路の排水能力、そういうものが。

米田主査 いやいや、そこはただ単に海に流れているだけです。

富田課長補佐 ですから、排水路は当然、その大きさなども規格されているでしょうから、それがその水を流すことによって、例えばその排水能力をオーバーしてしまうとか、そういうときは要するに基準の問題として「だめだ」ということはあると思いますけれども、例えば一般的に背後の排水を流す、商業的に流すか、集落の排水をちょこっと流すのかというのがあると思いますけれども、そこは一律に適正化法で縛られているからだめだというふうには、私どもの方までそこまでのことは上がってきていませんが、それで適正化法で縛られているからだめだという判断はしていないと思っているのですが。

米田主査 そうですか。私が補助金適正化法をどうしても弾力運用したいなと思ったきっかけになったのが、今の、それは五島列島の話ですが、そこでそういう事例にぶつかって、溝をちゃんと補助目的が決まっていて、その目的以外に使うことができないために、島の方々のもっと多目的に使える溝になればすごく助かるものが助かっているという現実があるということに気が付いて、そもそも補助金適正化法を何とか規制緩和したいと、それを思ったのは4、5年前の話になって、今日まで4、5年かかっているわけですが、そのルーツになっている話で、そのときに長崎県で調べたときに「補助金適正化法だ」と言われたのです。勿論、県が勝手にそう思い込んでいるという場合はよくあるんですよ。本省まで上げて聞いてくれば、そういうことはないのにと。

菊池専門官 本省は先ほど言った公共性と港湾機能を阻害しないということであれば、

上げてくれば、特に「だめだ」と言って承認しないことはないと思うんですよ。先生が言っていたような小規模な排水で、港湾機能を阻害するような施設でなければ、多分、今、ざっと聞いたお話であれば、全然、問題ないと思いますが、上がってこないのわからないというのが。

米田主査 その補助金適正化という法律が地方の方々の頭の中に、何度も転用しようとしては断られるという経験を積み上げる間に、補助目的以外にがんじがらめで使ってはいけないものだというふうに、それ以外で使おうとしたら大変な大臣承認の申請が要するというふうに思い込まされている部分があると思うのです。

それを解いてあげたいという気持ちがあるし、このたびの財務省の連絡会議から発出されたこの文書はそういうことも含めて入っていると思うんですよ。ですから、うちは港湾局ですから、余り関係ありませんので、自分たちの想像する範囲の中では関係ないように思うかもしれないけれども、その港湾の設備を使って違うことを考える方がいるかもしれない。それははなから「これはうちは対象外だから、これについては何も準備もしないで、何も発出しませんよ」と言えるものではないと、私は思いますよ。やはり、そういう可能性があるのであれば、つくってお出しになれる方がいいと思います。

富田課長補佐 私どもも何も考えていないということではなくて、勿論、前広に承認基準にしても、いろいろ考えてはいますけれども、ただ、今回のお話は10年経過したら一律に何も、後で報告をいただければ手続を取ったことにするというその部分で、「本当にそれで大丈夫なんだろうか」というところが、私どもとして判断し切れていない部分なのです。

米田主査 確かに、今、お話しいただいたように、大事な堤防を10年経てば自由にいうときには、また違った意味での危惧があるというお話は私も理解できます。けれども、今、私が言ったようなことも地方自治体の隅々の方では起こっているのだということも、是非、御認識いただきたくてお話ししました。

菊池専門官 要望が耳に届かないんですよ。

米田主査 ですから、もう、自治体の方は信じ込んでいるんですよ。そのために起こっている悲劇だと思うんですよ。往々にしてよくある話ですが、自治体の方が固くて、中央省庁の方は結構、柔らかく考えておられることが多いので、そういうことも実は河川でも道路でも起こるのではないかと思っておりますので、では、このたび、運用規則を発出されないという方針なのですね。

菊池専門官 はい。

事務局 済みません。このいただいたペーパーの中で少ないながらも転用事例があるというこの記述がありますが、その辺り、もし、何か具体的にわかるようなものがあれば、こういった事例というのを。先ほどもちょっと触れていただいたかもしれませんが、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いします。

菊池専門官 転用とかの事例ということですね。

事務局　そうです。

菊池専門官　例えば、わかりやすいので言えば、臨港道路、先ほどお話ししましたけれども、臨港道路と一般のバイパスが交差している交差点がございますよね。この一般道路を拡幅しますといったときに、臨港道路にちょっとかかってくるわけです。その部分については、今まで港湾管理者が管理していた臨港道路ですが、県なり国なりが管理する道路管理者の方に転用、譲渡して管理してもらおうと。これは当然、無償で、承認さえ取ればということ。別に承認が上がってきて「だめだ」といった事例もございませんので、それを上げていただければ結構です。大体、本当に少ないので、地方公共団体から地方公共団体とか、民間へという場合は余りないので、事例としてはこんな道路の事例があります。

米田主査　あと、港湾施設は補助しているものはないのですか。

菊池専門官　港湾施設はもらっても、港湾管理者以外、使い道がないような気がするのですが。

米田主査　でも、その港湾施設で例えば観光事業をやりたいとか、多目的に使いたいとか。

菊池専門官　それは港湾管理者が自らやっていけば。

米田主査　何も、いつも港湾管理者がやらなくても、民間事業者が一部、間借りをしてやりたいというようなこともありますよね。有償だから、包括承認にはならないかもしれませんが。国土交通省は漁港はないですよね。

菊池専門官　漁港は水産庁。

米田主査　漁港はそういう施設が多いんですよね。漁港は確かにあるけど、港湾はそんなに、比べると漁港ほど多くはないかもしれないですね。

菊池専門官　やはり、物流。観光というよりも、やはり物流がメインなので、コンテナがががんと来るところで観光といっても、死人が出ても困りますので。

米田主査　多いですね。ただ、何か、困りましたね。

菊池専門官　離島の田舎の港湾なら、そういうのはちょっと考えてもいいかなとは思いますがけれども、やはり都市部の東京の港とか横浜の港とかで、一部、住み分けて、横浜などは観光施設をつくっていたり、大栈橋とか客船が見えるような施設もございますけれども、やはり。

米田主査　補助金は倉庫や何かには入れていないのですか。

菊池専門官　倉庫は単費というか、皆さん、港湾管理者が自前で建てています。やはり、外郭施設等のお金がかかりそうなところに国費が入ってしまして。

米田主査　その外郭の事務所とかというのに国費が入っていることはないのですか。

菊池専門官　事務所ですか。

米田主査　外郭団体の事務所。

菊池専門官　そういう意味ではなくて、外郭は防波堤とか護岸とか、外郭施設の外壳です。

米田主査 分かりました。これで、港湾局のお話は終わりましたが、他は。

事務局 いえ、これで終わりになります。

米田主査 そうですか。どうしますか。港湾局と道路局と河川局は、このたびの運用規則は発出されないという御予定と聞きましたが。それは例えば官房会計課の方もそれでいいと思われるんですか。

高橋企画専門官 例えば、道路で考えたときに、ネットワークとして機能しているものを知らない間に道路の一部が民間事業者の方に行っていて、道路ではなくなっていたというのは、やはり、逆にちょっと国民からの理解が得られるのかなというところがございまして、個別に見て、道路全体が廃止されるとか、そういう場合は当然あり得ますので、それは個別に見ればいいと思いますけれども、包括でというところは、道路とか、あと河川にしても洪水時の流量を確保するというところがありますので、その一部が知らない間に河川ではなくなっていたというようなところは、ちょっと、そこは都市・地域整備局とか住宅局が行っている、いわゆる箱物的なものとはちょっと違うところがあるのかなとは考えております。

米田主査 では、現在の段階で国土交通省としては、そういった運用規則を発出されようとしている局はどこがあって、どこが発出されないような方針であるかというのをもう一度、整理をして教えていただけますか。局はたくさんあるので。

高橋企画専門官 はい。では整理をしてまたあれをしたいと思いますけれども、都市・地域整備局、住宅局はそういうことで、今、発出準備をしていますし、あとは、ほかの局は特には。今のところ、都市・地域整備局、住宅局で始めていると。

米田主査 是非、こういうことをお考えいただきたいと思っていますのは、例えば港湾局自身が発出することはないにしても、国土交通省としてはさっき言ったような、自治体のその方々の理解が薄かったということもあるということが、今、わかりましたが、補助金を使ってつくったものは転用できないと思込んでおられる自治体の方が非常に多いので、その辺は、「結構、国としては既存のものをちゃんと活用していただくことに、公共性とか、ある程度の安全がちゃんと担保されれば、前向きにとらえているので、そういった補助金を使ったものもこれからは弾力的に、もっと転用したり多角的利用ができたりするんですよ」というのを、是非、発出していただきたいのです。

例えば道路とか河川が発出しないにせよ、「そういうのは、こういうふうにして使えばいいんじゃないか」というようなものがあって、それが「例えば堤防ではないようなものについては、弾力的に運用できるんですよ」ということを、是非、周知の方で御努力いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

中田係長 それにつきましては、当然、当省の方も補助金適正化法の中央連絡会議のメンバーになっておりますので、財務省からいただいた文書をもって、今、先生がおっしゃっているような方向性でこういうことを当省も取り組めるものは取り組んでいきますということは、公文書でもう既に4月のうちに発出しております。それに基づいて、各事業局

でできるものとできないものを峻別をやりながら、局で統一的な基準をそれぞれ定めて。

他省庁さんですと、やはり事業をまたがったりとかというのはほとんどない事業が多いかと思うのですが、当省の場合はやはり面的にも線的にもクロスする部分が多くございまして、その中でできるものとできないものとどうしても分かれてしまうものですから、なかなか、省で一本の基準というのが理想だと当省でも思っておりますけれども、できないものに引きずられてできるものをつくれないというのは、やはりそれまた自治体の方にとってもデメリットになるものですから、御案内は速やかにやらせていただいて、あとはその局の中で基準として一本でやっていただくということで、うちの方は方向性を一応つくった経緯がございます。

米田主査 勿論、やはりインフラのことを考えますと、今、おっしゃったようなことは私もわかるものですから、でも、それに引きずられて、ほかのものが、本来、できるべき弾力運用ができないということがないように御留意の上で、きちんと都道府県なり市町村なりに周知の努力をしていただければと思います。事務局の方からありますか。

どうも、まだ途中段階で呼びいたしまして、どうもありがとうございました。どうぞ、よろしく願いいたします。また見せていただいて、いろいろお伺いしたいときは、またお声かけしますので、そのときは御協力をよろしく願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。